

## 令和8年度 墜落時保護用保護帽購入費助成金交付要綱

令和8年3月27日制定  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部

(目的)

第1条 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部（以下「当支部」という。）では、労働災害防止（以下「労災対策」という。）の推進を図るため、本要綱で定める物品を購入した会員事業者（以下「会員」という。）に対し、助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、次条に記載する労災対策物品を購入した会員とし、当支部の会費未納会員は対象外とする。また、年度途中に入会した会員は入会日以降に購入したものを対象とする。

(助成対象物品)

第3条 墜落時保護用保護帽の購入を対象とし、詳細は別紙に定める。

(助成額及び助成の上限額等)

第4条 購入費用に対する助成額は、購入価格（消費税除く）の2分の1（100円未満切り捨て・上限1,000円）とし、1会員あたりの助成上限額は、2万円とする。

2 1会員あたりの上限数は、当該年度の一般社団法人宮崎県トラック協会会員名簿の車両台数以内（被牽引車を除く）とし、年度途中に入会した会員は入会時の車両台数とする。

(予算額)

第5条 予算額は、別途定める額とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象物品は、令和8年4月1日から令和9年3月10日までに購入と支払いが完了したものとする。

2 助成申請期間については、令和9年3月15日までとする。なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

(助成金交付の請求申請)

第7条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等を当協会に提出し請求するものとする。

- (1) 墜落時保護用保護帽購入費助成金交付申請書【様式1】
- (2) 請求書(写)  
※購入した物品名、数量、金額等が記載されたもの
- (3) 支払いを証明できるもの  
※領収書(写)、振込依頼書(写) 等
- (4) 保護帽全体の写真と「墜落時保護用」と記載されている検定合格標章の写真をそれぞれ1枚
- (5) その他当支部が必要と定めるもの

(助成金の交付決定通知)

第8条 当支部は、前条の助成金交付の請求があったときは、内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書【様式2】により会員に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 当支部は交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 当支部は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱その他当支部が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、支部長が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は令和8年4月1日から適用する。